

資料 1－1

平成 27 年度大気汚染調査結果の概要について

平成27年度大気汚染調査結果について

愛知県及び大気汚染防止法に定める4政令市（名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市）は、同法第22条第1項の規定に基づき、二酸化硫黄等の大気汚染常時監視及びベンゼン等の有害大気汚染物質のモニタリングを行いました。調査結果の概要は次のとおりです。

○ 大気汚染常時監視結果の概要

- ・ 二酸化硫黄（25局）、二酸化窒素（85局）及び一酸化炭素（9局）は、すべての測定期で環境基準を達成しました。（平成26年度と同様）
- ・ 浮遊粒子状物質は、86測定期中85局で環境基準を達成しました。（平成26年度は全局で達成）
- ・ 光化学オキシダントは、すべての測定期（73局）で環境基準を達成しませんでした。（平成26年度と同様）
- ・ 微小粒子状物質（PM2.5）は、55測定期中48局で環境基準を達成しました。（平成26年度は52測定期中12局で達成）

○ 有害大気汚染物質のモニタリング結果の概要

- ・ 環境基準が設定されているベンゼン等4物質は、すべて環境基準を達成しました。（平成26年度と同様）
- ・ 指針値が設定されているアクリロニトリル等9物質は、すべて指針値を満足しました。（平成26年度と同様）

1 大気汚染常時監視結果の概要

物質名	結果の概要
二酸化硫黄	一般環境大気測定局の22局、自動車排出ガス測定局の3局すべてで環境基準を達成しました。
二酸化窒素	一般環境大気測定局の62局、自動車排出ガス測定局の23局すべてで環境基準を達成しました。
一酸化炭素	一般環境大気測定局の2局、自動車排出ガス測定局の7局すべてで環境基準を達成しました。
浮遊粒子状物質	一般環境大気測定局の63局中62局(98%)、自動車排出ガス測定局の23局すべてで環境基準を達成しました。
光化学オキシダント	一般環境大気測定局の62局、自動車排出ガス測定局の11局すべてで環境基準を達成しませんでした。
微小粒子状物質(PM2.5)	一般環境大気測定局の40局中35局(88%)、自動車排出ガス測定局の15局中13局(87%)で環境基準を達成しました。

(注) 一般環境大気測定局は、一般環境大気の汚染状況を常時監視する測定局。

自動車排出ガス測定局は、自動車排出ガスによる環境大気の汚染状況を常時監視する測定局。

○ 3年間の環境基準達成状況の推移

物質名	局区分	環境基準達成測定局数／有効測定局数 (達成率)		
		25年度	26年度	27年度
二酸化硫黄	一般局	22／22 (100%)	22／22 (100%)	22／22 (100%)
	自排局	3／3 (100%)	3／3 (100%)	3／3 (100%)
二酸化窒素	一般局	63／63 (100%)	63／63 (100%)	62／62 (100%)
	自排局	22／23 (96%)	23／23 (100%)	23／23 (100%)
一酸化炭素	一般局	2／2 (100%)	2／2 (100%)	2／2 (100%)
	自排局	7／7 (100%)	7／7 (100%)	7／7 (100%)
浮遊粒子状物質	一般局	62／63 (98%)	63／63 (100%)	62／63 (98%)
	自排局	23／23 (100%)	23／23 (100%)	23／23 (100%)
光化学オキシダント	一般局	0／62 (0%)	0／63 (0%)	0／62 (0%)
	自排局	0／11 (0%)	0／11 (0%)	0／11 (0%)
微小粒子状物質(PM2.5)	一般局	2／20 (10%)	8／37 (22%)	35／40 (88%)
	自排局	0／12 (0%)	4／15 (27%)	13／15 (87%)

(注) 環境基準(光化学オキシダントを除く)の達成状況については、長期的評価に基づくものである。

2 有害大気汚染物質モニタリング結果の概要

	物 質 名	結 果 の 概 要
環境基準 設定物質	ベンゼン	16地点すべて環境基準を達成しました。
	トリクロロエチレン	15地点すべて環境基準を達成しました。
指針値 設定物質	テトラクロロエチレン	15地点すべて環境基準を達成しました。
	ジクロロメタン	15地点すべて環境基準を達成しました。
指針値 設定物質	アクリロニトリル	15地点すべて指針値を満足しました。
	塩化ビニルモノマー	15地点すべて指針値を満足しました。
	水銀及びその化合物	13地点すべて指針値を満足しました。
	ニッケル化合物	13地点すべて指針値を満足しました。
	クロロホルム	15地点すべて指針値を満足しました。
	1,2-ジクロロエタン	15地点すべて指針値を満足しました。
	1,3-ブタジエン	16地点すべて指針値を満足しました。
	ヒ素及びその化合物	13地点すべて指針値を満足しました。
	マンガン及びその化合物	13地点すべて指針値を満足しました。

(注) 指針値とは、「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値」として環境省が設定した環境目標値。

○ 3年間の環境基準達成状況等の推移

平成25年度から27年度まで、すべての物質で環境基準を達成もしくは指針値を満足しました。

3 今後の対応

引き続き常時監視やモニタリングを行い、環境基準の達成状況等を把握するとともに、大気汚染防止法、県民の生活環境の保全等に関する条例、自動車NO_x・PM法、愛知県窒素酸化物及び粒子状物質総合対策推進要綱、あいち自動車環境戦略2020等に基づき、工場・事業場などに対する固定発生源対策や自動車環境対策等の各種大気汚染防止対策を総合的に推進し、環境基準の達成・維持に努めていきます。

平成27年度大気汚染調査結果

第1 大気汚染常時監視結果

1 調査期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

2 調査機関

愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市

3 測定局数

44市町村（35市8町1村） 86測定局

（愛知県管理局53、名古屋市管理局17、豊橋市管理局7、岡崎市管理局5、豊田市管理局4）

4 調査結果

環境基準が定められ常時監視を行う6物質のうち、二酸化硫黄等5物質の年平均値の経年変化をみると、二酸化硫黄、一酸化炭素及び光化学オキシダントがほぼ横ばい、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質が緩やかな減少傾向にあります。

平成23年度に測定を開始した微小粒子状物質（PM2.5）は、前年度から減少了しました。

(1) 二酸化硫黄

ア 一般環境大気測定局

環境基準については、平成26年度に続き22局すべてで達成しました。
全県年平均値は0.001ppm(26年度0.001ppm)です。

イ 自動車排出ガス測定局

環境基準については、平成26年度に続き3局すべてで達成しました。
全県年平均値は0.002ppm(26年度0.002ppm)です。

(2) 二酸化窒素

ア 一般環境大気測定局

環境基準については、平成26年度に続き62局すべてで達成しました。
全県年平均値は0.012ppm(26年度0.012ppm)です。

イ 自動車排出ガス測定局

環境基準については、23局すべてで達成しました。
全県年平均値は0.019ppm(26年度0.020ppm)です。

(3) 一酸化炭素

ア 一般環境大気測定局

環境基準については、平成26年度に続き2局すべてで達成しました。
全県年平均値は0.4ppm(26年度0.4ppm)です。

イ 自動車排出ガス測定局

環境基準については、平成26年度に続き7局すべてで達成しました。
全県年平均値は0.3ppm(26年度0.3ppm)です。

(4) 浮遊粒子状物質

ア 一般環境大気測定局

環境基準については、63局中62局で達成しました。

なお、田原市童浦小学校局は、8月1、2日の2日間連続して1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超過したため、環境基準を達成しませんでした。

全県年平均値は $0.021\text{mg}/\text{m}^3$ （26年度 $0.022\text{mg}/\text{m}^3$ ）です。

イ 自動車排出ガス測定局

環境基準については、平成26年度に続き23局すべてで達成しました。

全県年平均値は $0.021\text{mg}/\text{m}^3$ （26年度 $0.022\text{mg}/\text{m}^3$ ）です。

(5) 光化学オキシダント

ア 一般環境大気測定局

環境基準については、平成26年度に続き62局すべてで達成しませんでした。

全県年平均値は 0.032ppm （26年度 0.033ppm ）です。

イ 自動車排出ガス測定局

環境基準については、平成26年度に続き11局すべてで達成しませんでした。

全県年平均値は 0.029ppm （26年度 0.028ppm ）です。

なお、平成27年度の光化学スモッグ予報の発令日数は8日で、うち1日は注意報を発令しました。また、光化学スモッグによると思われる健康被害の届出はありませんでした。

(6) 微小粒子状物質（PM2.5）

ア 一般環境大気測定局

環境基準については、40局中35局で達成しました。

なお、惟信高校局（名古屋市港区）、白水小学校局（名古屋市南区）、東海市名和町局、半田市東洋町局、安城農林高校局で環境基準を達成しませんでした。

全県年平均値は $12.8\mu\text{g}/\text{m}^3$ （26年度 $14.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）です。

イ 自動車排出ガス測定局

環境基準については、15局中13局で達成しました。

なお、名塚中学校局（名古屋市西区）、国設飛島自動車交通環境測定所局で環境基準を達成しませんでした。

全県年平均値は $13.8\mu\text{g}/\text{m}^3$ （26年度 $15.4\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）です。

なお、本県では国が示した「注意喚起のための暫定指針」を踏まえ、平成25年3月9日から微小粒子状物質の高濃度時における注意喚起情報の発令体制を整備しておりますが、平成27年度は、注意喚起情報の発令はありませんでした。

環境基準の達成状況

		二酸化硫黄 (SO ₂)			二酸化窒素 (NO ₂)			一酸化炭素 (CO)			浮遊粒子状物質 (SPM)			光化学 オキシダント (O _x)			微小粒子状物質 (PM2.5)		
年度		25	26	27	25	26	27	25	26	27	25	26	27	25	26	27	25	26	27
一般局	有効測定局数	22	22	22	63	63	62	2	2	2	63	63	63	62	63	62	20	37	40
	達成測定局数	22	22	22	63	63	62	2	2	2	62	63	62	0	0	0	2	8	35
	達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	98	100	98	0	0	0	10	22	88
自排局	有効測定局数	3	3	3	23	23	23	7	7	7	23	23	23	11	11	11	12	15	15
	達成測定局数	3	3	3	22	23	23	7	7	7	23	23	23	0	0	0	0	4	13
	達成率(%)	100	100	100	96	100	100	100	100	100	100	100	100	0	0	0	0	27	87
環境基準		1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 (昭和48年5月16日 環境省告示)			1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 (昭和53年7月11日 環境省告示)			1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。			1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。			1時間値が0.06ppm以下であること。			1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m ³ 以下であること。 (平成21年9月9日環境省告示)		
評価方法		年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.04ppm以下であること。 ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。 (昭和48年6月12日付け環大企第143号)			年間ににおける1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下であること。 (昭和53年7月17日付け環大企第262号)			年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が10ppm以下であること。 ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。 (昭和48年6月12日付け環大企第143号)			年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.10 mg/m ³ 以下であること。 ただし、1日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。 (昭和48年6月12日付け環大企第143号)			年間を通じて、1時間値が0.06ppm以下であること。 ただし、5時から20時の昼間時間帯について評価する。			1年平均値及び1日平均値のうち98パーセンタイル値で評価する。 (平成21年9月9日付け環水大総務第0909090001号)		

注1 一般局は一般環境大気測定局を、自排局は自動車排出ガス測定局を表す。

注2 この表に示す環境基準達成状況は、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質については長期的評価、光化学オキシダントについては、短期的評価に基づいている。

注3 1日平均値の評価に当たっては、1時間値の欠測が1日（24時間）のうち4時間を超えない日（有効測定日）を評価対象とする。

注4 有効測定局とは二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質については年間測定時間が6,000時間以上、微小粒子状物質については標準測定法であるフィルター捕集一質量法によって測定された質量濃度と等価な値が得られ、かつ、必要とされる測定精度が確保された自動測定機によって測定され、また、有効測定日が250日以上ある測定局をいう。

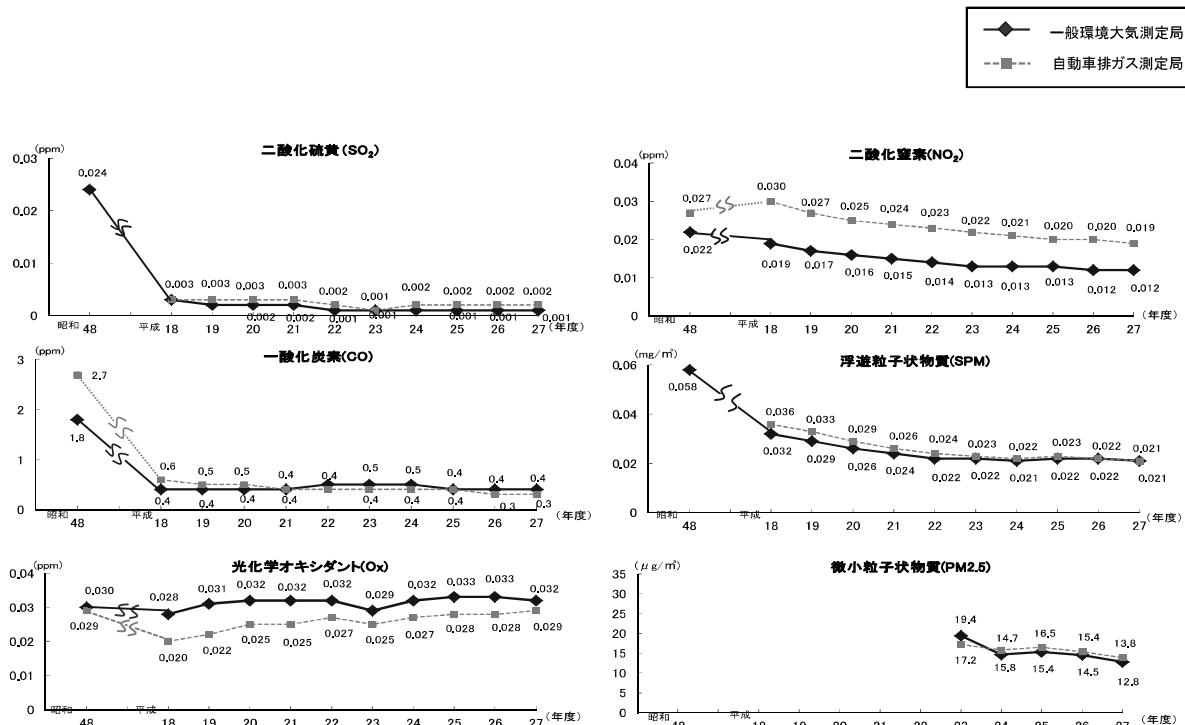
全県年平均値の経年変化

物質名	局区分	項目	年度	48	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
				年平均値(ppm)	0.024	0.003	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
二酸化硫黄	一般局	測定局数	51	28	28	28	28	24	24	24	22	22	22	22
		年平均値(ppm)	-	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
二酸化窒素	一般局	測定局数	0	5	5	3	3	3	3	3	3	3	3	3
		年平均値(ppm)	0.022	0.019	0.017	0.016	0.015	0.014	0.013	0.013	0.013	0.012	0.012	0.012
一酸化炭素	自排局	測定局数	21	72	72	72	63	63	63	63	63	63	62	62
		年平均値(ppm)	0.027	0.03	0.027	0.025	0.024	0.023	0.022	0.021	0.020	0.020	0.020	0.019
一酸化炭素	一般局	測定局数	11	27	27	28	28	23	23	23	23	23	23	23
		年平均値(ppm)	1.8	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4
浮遊粒子状物質	自排局	測定局数	18	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		年平均値(ppm)	2.7	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3
浮遊粒子状物質	一般局	測定局数	13	16	16	15	14	7	7	7	7	7	7	7
		年平均値(mg/m ³)	0.058	0.032	0.029	0.026	0.024	0.022	0.022	0.021	0.022	0.022	0.021	0.021
光化学オキシダント	自排局	測定局数	51	71	71	71	71	63	63	63	63	63	63	63
		年平均値(ppm)	-	0.036	0.033	0.029	0.026	0.024	0.023	0.022	0.023	0.022	0.022	0.021
微小粒子状物質(PM2.5)	一般局	測定局数	0	27	27	28	28	23	23	23	23	23	23	23
		年平均値(μg/m ³)	11	9	9	8	9	11	11	11	11	11	11	11
微小粒子状物質(PM2.5)	自排局	測定局数	-	-	-	-	-	-	19.4	14.7	15.4	14.5	12.8	12.8
		年平均値(μg/m ³)	-	-	-	-	-	-	3	15	20	37	40	40
微小粒子状物質(PM2.5)	自排局	測定局数	-	-	-	-	-	-	-	17.2	15.8	16.5	15.4	13.8
		年平均値(μg/m ³)	-	-	-	-	-	-	-	1	7	12	15	15

(注) 1 年平均値は、全測定期局のうちの有効測定期局について算出した値である。

2 光化学オキシダントの年平均値は、昼間時間帯（5時～20時）における測定値の集計結果である。

環境基準の定められた物質の全県年平均値の経年変化



全国大都府県の環境基準達成率の推移

項目	都府県名	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
二酸化硫黄	愛知県	一般局 自排局	100 100	100 100	100 100	100 100
	東京都	一般局 自排局	100 100	100 100	100 100	100 100
	神奈川県	一般局 自排局	100 —	100 —	100 —	98 —
	大阪府	一般局 自排局	100 100	100 100	100 100	100 100
	全国	一般局 自排局	99.6 100	99.7 100	99.7 100	99.6 100
						(未公表)
						(未公表)
二酸化窒素	愛知県	一般局 自排局	100 100	100 95.7	100 100	100 100
	東京都	一般局 自排局	100 97	100 94.3	100 94.3	100 97
	神奈川県	一般局 自排局	100 96.8	100 96.8	100 100	100 100
	大阪府	一般局 自排局	100 100	100 100	100 100	100 100
	全国	一般局 自排局	100 99.5	100 99.3	100 99.0	100 99.5
						(未公表)
						(未公表)
一酸化炭素	愛知県	一般局 自排局	100 100	100 100	100 100	100 100
	東京都	一般局 自排局	100 100	100 100	100 100	100 100
	神奈川県	一般局 自排局	100 100	100 100	100 100	100 100
	大阪府	一般局 自排局	100 100	100 100	100 100	100 100
	全国	一般局 自排局	100 100	100 100	100 100	100 100
						(未公表)
						(未公表)
浮遊粒子状物質	愛知県	一般局 自排局	52.4 39.1	100 100	98.4 100	100 100
	東京都	一般局 自排局	100 97	100 100	97.9 94.3	100 100
	神奈川県	一般局 自排局	100 97	100 100	93.3 87.1	98.3 100
	大阪府	一般局 自排局	17.9 26.5	100 100	100 94.1	100 100
	全国	一般局 自排局	69.2 72.9	99.7 99.7	97.3 94.7	99.7 100
						(未公表)
						(未公表)
光化学オキシダント	愛知県	一般局 自排局	0 0	0 0	0 0	0 0
	東京都	一般局 自排局	0 —	0 —	0 —	0 —
	神奈川県	一般局 自排局	0 —	0 —	0 —	0 —
	大阪府	一般局 自排局	0 0	0 0	0 0	0 0
	全国	一般局 自排局	0.5 0	0.4 0	0.3 0	0 3.6
						(未公表)
						(未公表)
微小粒子状物質(PM2.5)	愛知県	一般局 自排局	0 0	40.0 14.2	10.0 0	21.6 26.7
	東京都	一般局 自排局	13 0	64.5 25	6.7 0	6.5 0
	神奈川県	一般局 自排局	20 0	66.7 62.5	0 7.1	26.8 16.7
	大阪府	一般局 自排局	0 25	4.8 0	0 0	46.9 13.3
	全国	一般局 自排局	27.6 29.4	43.3 33.3	16.1 13.3	37.8 25.8
						(未公表)
						(未公表)

(備考) 1 「—」は測定していないことを表す。

2 東京都、神奈川県、大阪府及び全国のデータは、各都府県及び環境省の資料による。

第2 有害大気汚染物質モニタリング結果

1 調査期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

2 調査機関

愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市

3 調査地点数

調査機関	地点数
愛知県	4
名古屋市	5
豊橋市	3
岡崎市	2
豊田市	3
合計	17

(注) 合計17地点には、環境基準等が設定されていない「他の有害大気汚染物質」のみ測定している1地点を含む。

4 調査結果

環境基準が定められているベンゼン等の4物質については、環境基準をすべて達成しました。

指針値が定められているアクリロニトリル等の9物質については、指針値をすべて満足しました。

調査結果は次のとおりです。

(1) 環境基準の定められている物質

ア ベンゼン

環境基準については、平成26年度に続き16地点すべて達成しました。

調査地点ごとの年平均値の濃度範囲は、0.73~1.4 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (26年度 0.83~1.7 $\mu\text{g}/\text{m}^3$) です。

イ トリクロロエチレン

環境基準については、平成26年度に続き15地点すべて達成し、基準値を大幅に下回りました。

調査地点ごとの年平均値の濃度範囲は、0.15~1.3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (26年度 0.13~2.4 $\mu\text{g}/\text{m}^3$) です。

ウ テトラクロロエチレン

環境基準については、平成26年度に続き15地点すべて達成し、基準値を大幅

に下回りました。

調査地点ごとの年平均値の濃度範囲は、 $0.036\sim0.23\mu\text{g}/\text{m}^3$ (26年度 $0.042\sim0.31\mu\text{g}/\text{m}^3$)です。

エ ジクロロメタン

環境基準については、平成26年度に続き15地点すべて達成し、基準値を大幅に下回りました。

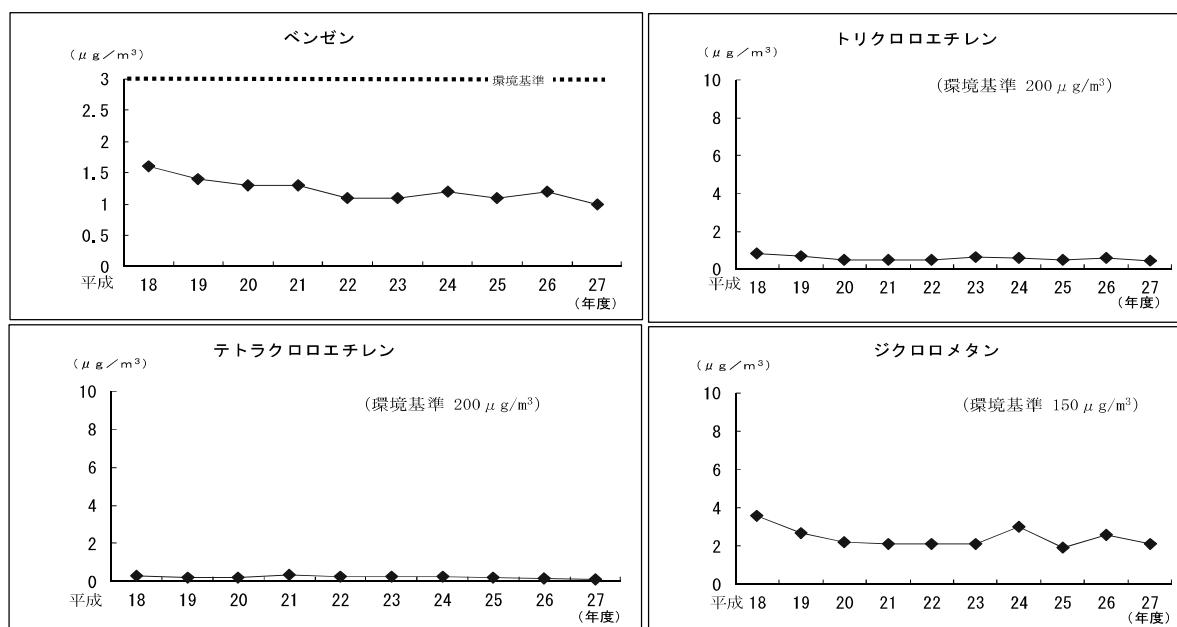
調査地点ごとの年平均値の濃度範囲は、 $0.99\sim7.0\mu\text{g}/\text{m}^3$ (26年度 $0.67\sim5.3\mu\text{g}/\text{m}^3$)です。

環境基準の達成状況

調査対象物質	ベンゼン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)			トリクロロエチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)			テトラクロロエチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)			ジクロロメタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		
年度	25	26	27	25	26	27	25	26	27	25	26	27
調査地点数	16	16	16	15	15	15	15	15	15	15	15	15
環境基準を達成した調査地点数	16	16	16	15	15	15	15	15	15	15	15	15
達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
年平均値の濃度範囲	0.68 ~ 1.5	0.83 ~ 1.7	0.73 ~ 1.4	0.079 ~ 1.9	0.13 ~ 2.4	0.15 ~ 1.3	0.048 ~ 0.64	0.042 ~ 0.31	0.036 ~ 0.23	0.51 ~ 5.2	0.67 ~ 5.3	0.99 ~ 7.0
全県年平均値	1.1	1.2	1.0	0.52	0.59	0.44	0.20	0.17	0.12	1.9	2.6	2.1
環境基準	年平均値 $3\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下			年平均値 $200\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下			年平均値 $200\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下			年平均値 $150\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下		

(注) $1\mu\text{g}$ (マイクログラム)は100万分の1g。

環境基準が定められている有害大気汚染物質の全県年平均値の経年変化



(2) 指針値の定められている物質

指針値が定められているアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、ヒ素及びその化合物、マンガン及びその化合物については、指針値をすべて満足しました。

指針値の達成状況

調査対象物質	アクリロニトリル ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)			塩化ビニルモノマー ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)			水銀及びその化合物 (ngHg/ m^3)			ニッケル化合物 (ngNi/ m^3)			
	年度	25	26	27	25	26	27	25	26	27	25	26	27
調査地点数	15	15	15	15	15	15	13	13	13	13	13	13	13
指針値を満足した調査地点数	15	15	15	15	15	15	13	13	13	13	13	13	13
達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
年平均値の濃度範囲	0.0076 ～ 0.11	0.0086 ～ 0.17	0.008 ～ 0.24	0.0065 ～ 0.055	0.0068 ～ 0.022	0.0024 ～ 0.028	1.3 ～ 2.9	1.4 ～ 2.7	1.3 ～ 2.7	1.6 ～ 10	2.4 ～ 13	0.99 ～ 11	
全県年平均値	0.043	0.052	0.058	0.016	0.014	0.013	2.1	1.9	1.8	5.0	6.1	4.5	
指針値	年平均値 $2\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下			年平均値 $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下			年平均値 $40\text{ngHg}/\text{m}^3$ 以下			年平均値 $25\text{ngNi}/\text{m}^3$ 以下			

調査対象物質	クロロホルム ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)			1,2-ジクロロエタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)			1,3-ブタジエン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)			ヒ素及びその化合物 (ngAs/ m^3)			マンガン及びその化合物 ($\mu\text{gMn}/\text{m}^3$)					
	年度	25	26	27	25	26	27	25	26	27	25	26	27	25	26	27		
調査地点数	15	15	15	15	15	15	16	16	16	13	13	13	13	13	13	13		
指針値を満足した調査地点数	15	15	15	15	15	15	16	16	16	13	13	13	-	13	13	13		
達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	-	100	100	100	100		
年平均値の濃度範囲	0.10 ～ 0.51	0.15 ～ 0.71	0.17 ～ 1.1	0.053 ～ 0.38	0.11 ～ 0.52	0.077 ～ 0.34	0.026 ～ 0.18	0.0084 ～ 0.17	0.007 ～ 0.18	0.55 ～ 2.3	0.45 ～ 1.7	0.25 ～ 1.3	0.012 ～ 0.065	0.010 ～ 0.10	0.0099 ～ 0.067			
全県年平均値	0.24	0.34	0.38	0.15	0.20	0.14	0.097	0.082	0.084	1.4	1.2	0.78	0.032	0.038	0.028			
指針値	年平均値 $18\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下			年平均値 $1.6\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下			年平均値 $2.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下			年平均値 $6\text{ngAs}/\text{m}^3$ 以下			年平均値 $0.14\mu\text{gMn}/\text{m}^3$ 以下					

(注1) 指針値とは、「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために指針となる数値」として設定された環境目標値の一つである。上記9物質について、指針値が設定されている。

(注2) $1\mu\text{g}$ (マイクログラム) は100万分の1g、 1ng (ナノグラム) は10億分の1gである。

指針値が定められている有害大気汚染物質の 全県年平均値の経年変化

